

令和3年度第1回図書館実務研修会

# 著作権について



ミライの図書館  
NAGASAKI PREF. & OMURA CITY LIBRARY

# 本研修のねらい

- 著作権とは何かについて理解すること。
- 著作権の観点から、図書館として適切な対応を考えること。

# 本研修の流れ

- 1 著作権とは（昨年度研修の復習）
- 2 図書館における著作権について  
～視聴覚資料の利用を中心に～
- 3 最近の法改正について
- 4 まとめ

# 本研修の流れ

- 1 著作権とは（昨年度研修の復習）
- 2 図書館における著作権について  
～視聴覚資料の利用を中心に～
- 3 最近の法改正について
- 4 まとめ

# 「著作権」とは

- 「公衆に無断で〇〇されない権利」  
※公衆＝特定多数または不特定者

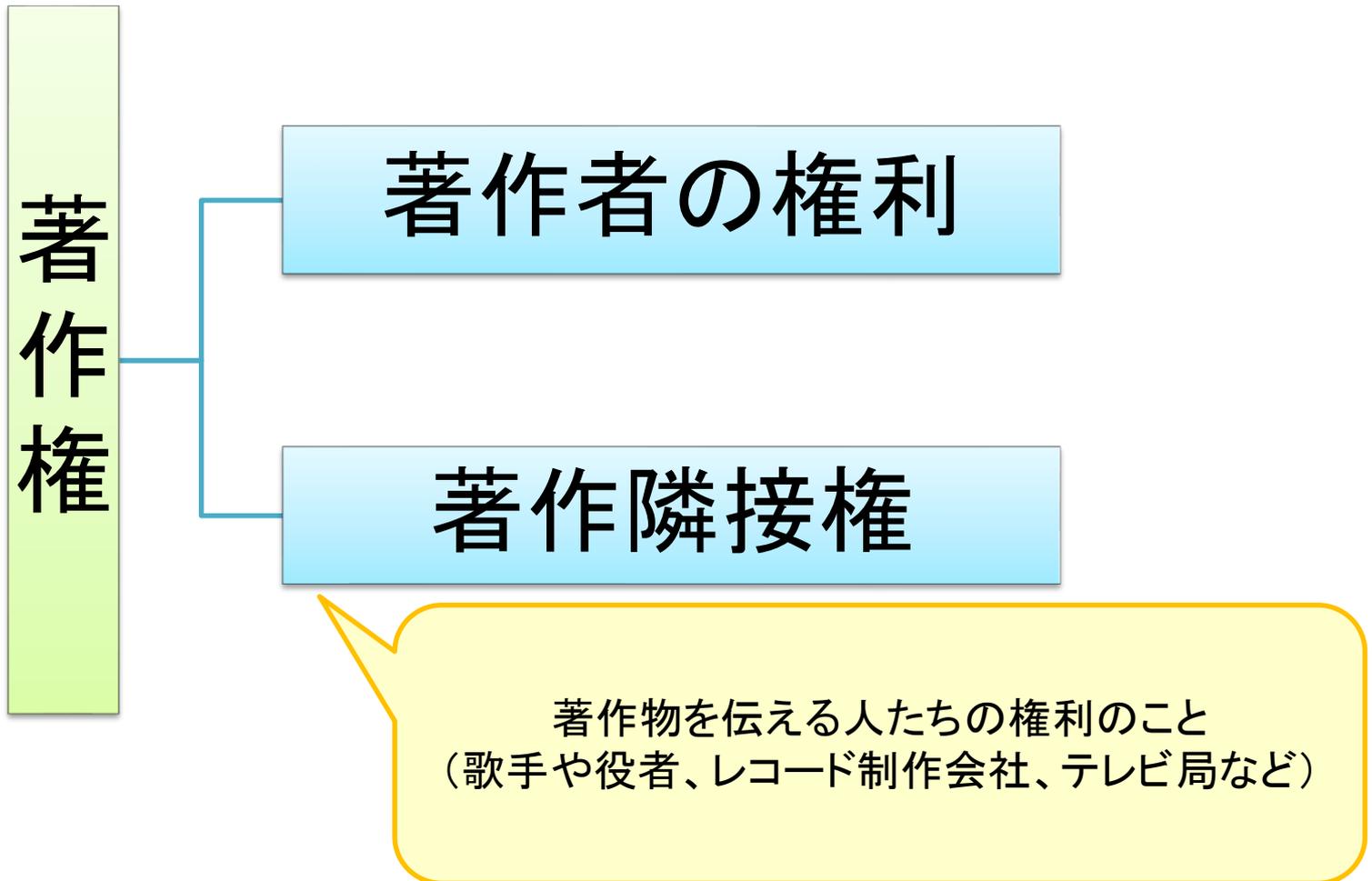
コピー、展示、貸出、演奏、  
上演、翻訳、利用、...

無断で使われない状態  
＝「保護を受けている状態」

# 「著作権」とは

○知的財産権の中の1つ

日本の著作権法によって保護を受けている権利



# 「著作権」とは

作者の**気持ち**  
を守る権利

## 著作者人格権

公表権・氏名表示権・同一性保持権

作者の**権利**

## 著作権(財産権)

複製権、上演権・演奏権、上映権  
公衆送信権、公の伝達権、口述権  
展示権、譲渡権、貸与権、頒布権  
翻訳権・翻案権等、  
二次的著作物の利用権

作者の**財産**を  
守る権利

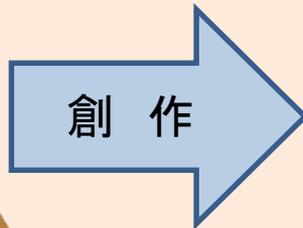
# 「著作権」の目的

- 著作者等の権利の保護を図り、**文化の発展**に寄与すること。  
(※著作者 = 著作権者)

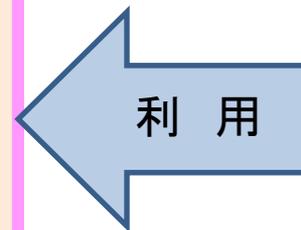
著作権法で守る



著作者



著作物



利用者

# 「著作物」とは

- 対象：表現物（アイデア×）著作物  
創作的なものに限る。
- 小説、音楽、絵画、プログラムなど、  
様々な種類がある
  - ☆固定（録画、印刷など）の必要なし
    - ⇒講演や即興の歌なども「著作物」
    - ⇒保護の対象になる

# 「著作権」の保護期間

- 創作した時点で自動的に発生
  - ※©マークの有無は関係無し
- 保護期間：原則著作者の死後70年。  
無名、変名、団体名は  
公表後70年。  
映画も70年。

★平成30年12月30日から

**70年**に延長！

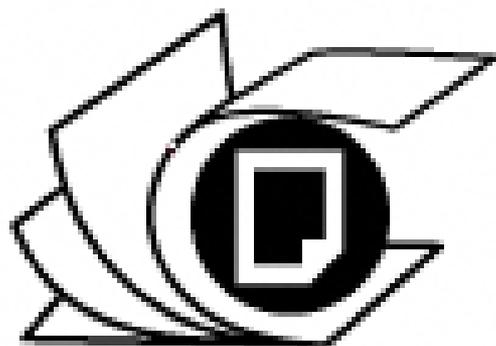
# 著作権侵害の場合

- 10年以下の懲役又は  
1000万円以下の罰金  
あるいはその両方が科せられる。
- 法人の場合、  
3億円の罰金になることも。

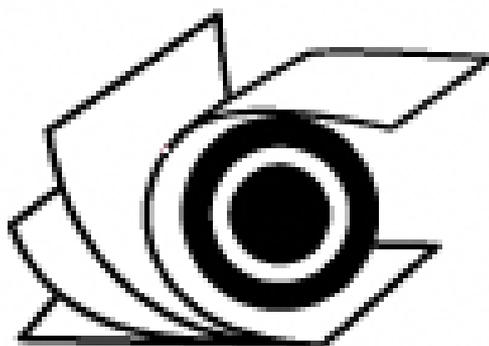
# 著作物を利用するためには

- ①保護期間満了 → 利用可（許諾不要）
- ②許諾を得る → それぞれ著作権等管理事業者より許諾を受ける。 ※料金発生
- ③文化庁長官の裁定を受ける
- ④特別の場合 → 利用可（許諾不要）
  - 私的利用（家庭内、利益発生しない）
  - 教育機関（非営利、授業中）
  - 障害者のための利用（朗読、拡大複製など）
  - 図書館等における複製 など

# ※(参考)自由利用マーク



コピーOK



障害者OK



学校教育OK

# 著作物を利用するためには

- ①保護期間満了 → 利用可（許諾不要）
- ②許諾を得る → それぞれ著作権等管理事業者より許諾を受ける。 ※料金発生
- ③文化庁長官の裁定を受ける
- ④特別の場合 → 利用可（許諾不要）
  - 私的利用（家庭内、利益発生しない）
  - 教育機関（非営利、授業中）
  - 障害者のための利用（朗読、拡大複製など）
  - 図書館等における複製 など

ここまでが著作権の基本の説明になります。



# 「著作権」とは

## 著作者の権利

```
graph LR; A[著作者の権利] --> B[著作者人格権]; A --> C[著作権(財産権)];
```

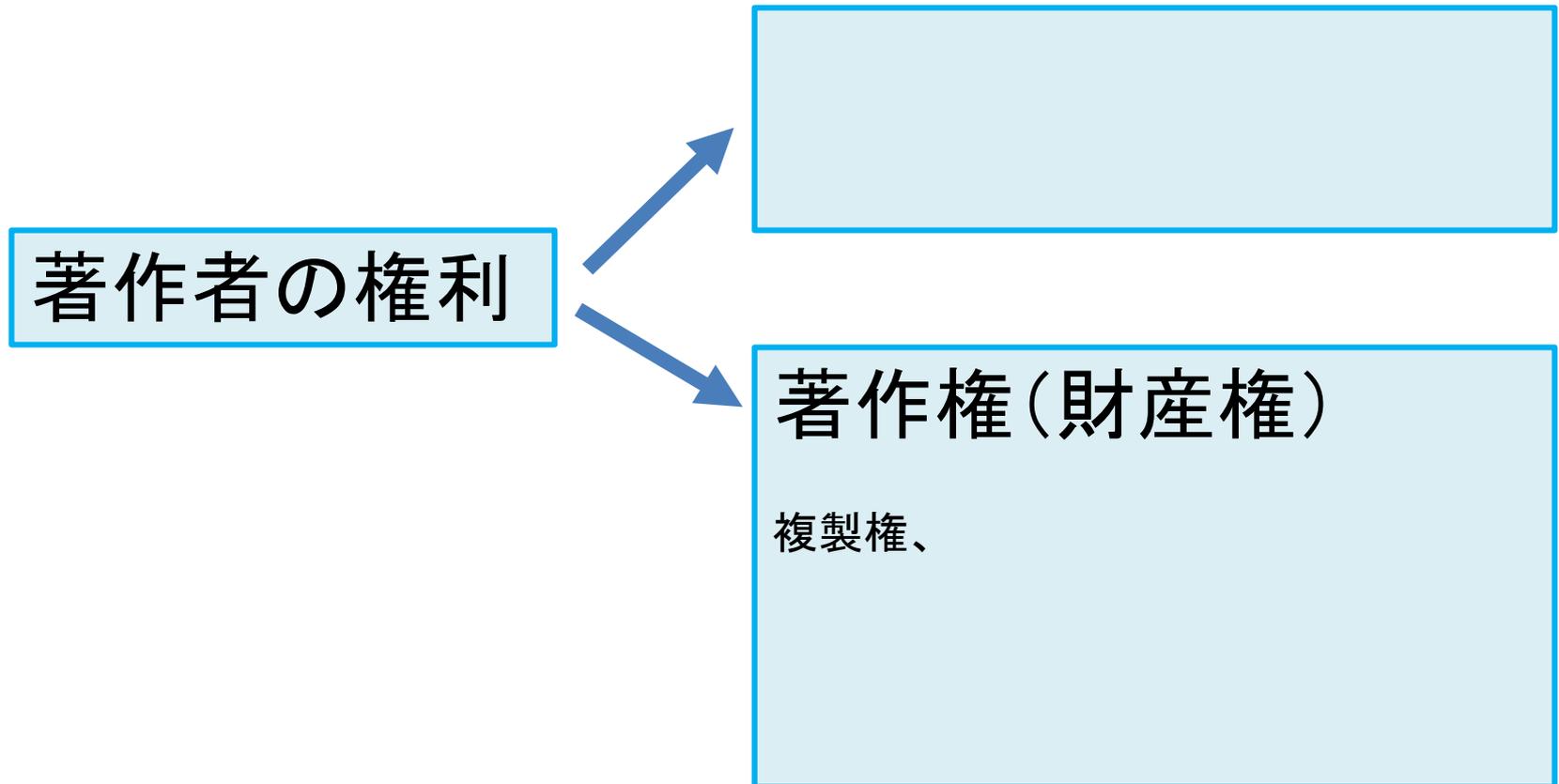
### 著作者人格権

公表権・氏名表示権・同一性保持権

### 著作権(財産権)

複製権、上演権・演奏権、上映権  
公衆送信権、公の伝達権、口述権  
展示権、譲渡権、貸与権、頒布権  
翻訳権・翻案権等、  
二次的著作物の利用権

# 「著作権」とは



# 複製権

＝「公衆に無断でコピーされない権利」

例外として、著作者に許諾なく複製できる場合

→図書館等における複製(31条)

私的使用のための複製(30条)



★詳しくは令和2年度の実務研修会のDVDをご覧ください。

# 本研修の流れ

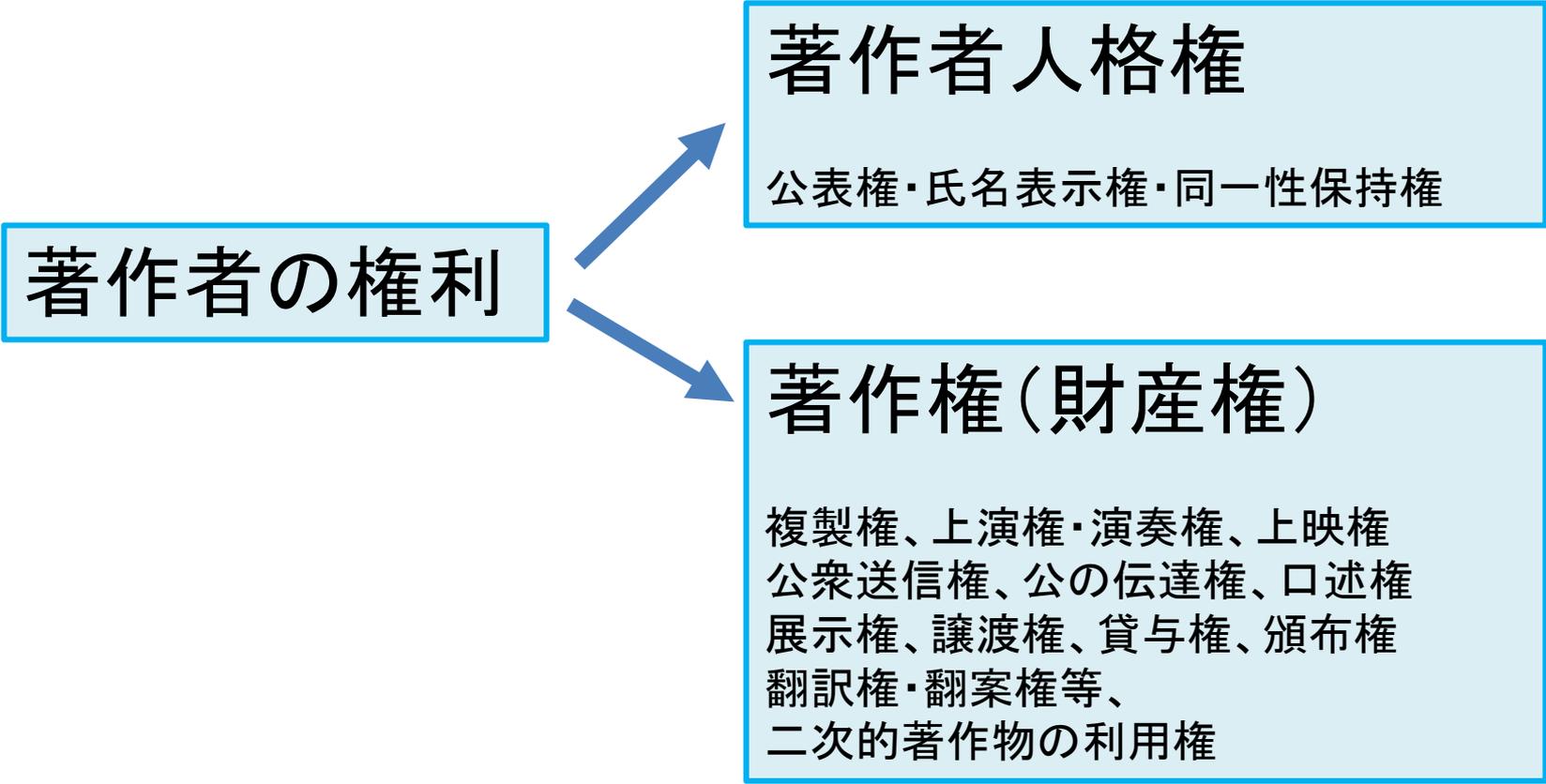
- 1 著作権とは（昨年度研修の復習）
- 2 図書館における著作権について  
～視聴覚資料の利用を中心に～
- 3 最近の法改正について
- 4 まとめ

# 図書館における著作権 ～視聴覚資料を中心に～

- (1) 視聴覚資料の貸出
- (2) 館内視聴
- (3) 上映会

# 「著作権」とは

## 著作者の権利



### 著作者人格権

公表権・氏名表示権・同一性保持権

### 著作権(財産権)

複製権、上演権・演奏権、上映権  
公衆送信権、公の伝達権、口述権  
展示権、譲渡権、貸与権、頒布権  
翻訳権・翻案権等、  
二次的著作物の利用権

# 「著作権」とは

著作者の権利

```
graph LR; A[著作者の権利] --> B[著作者人格権]; A --> C[著作権(財産権)];
```

著作者人格権

公表権・氏名表示権・同一性保持権

著作権(財産権)

複製権、上演権・演奏権、上映権  
公衆送信権、公の伝達権、口述権  
展示権、譲渡権、貸与権、頒布権  
翻訳権・翻案権等、  
二次的著作物の利用権

# CDとDVDの違い

## ～貸出の場合～

- CD（文書、音楽、美術・写真等の静止画）  
⇒条件を満たせば、補償金の支払い無し
- DVD（動画、映画など）  
⇒条件を満たせば、許諾はいらないが、補償金を支払う必要あり

# (1) 視聴覚資料の貸出

- CDの貸出

＝「貸与権」(無断で貸与されない権利)

が働く。 ※著作権法26条の3

【許諾がいない場合】

- 公表されているもの
- 非営利
- 利用者から料金を受けない

# (1) 視聴覚資料の貸出

## • DVDの貸出

= 「頒布権」 (無断で公衆に譲渡または貸与されない権利) が働く。

※著作権法26条

【許諾がいない場合】

- 公表されているもの
  - 利用者から料金を受けない
  - 視聴覚資料の一般貸出を目的とする政令で定められた施設。(学校図書館×)
  - 権利者に「補償金」を支払う
- 非営利

# (1) 視聴覚資料の貸出

- CD-ROMの貸出
  - 映画以外 = 許諾× (CDと同等の扱い)
  - 映画 = 許諾が必要 (DVDと同等)

※月刊誌付録の場合、映画は許諾不必要だが 補償金は必要 (大学図書館は許諾も必要)

⇒ ただし、いずれも貸出「できる」であり、義務ではないため、図書館の判断による。

## (2) 館内視聴

- 個人視聴（館内閲覧）

⇒そもそも「貸与権」の問題が生じないため、許諾×

# (3) 上映会

- 上映会、演奏会

⇒ 「上映権」 「演奏権」が働く。

【許諾がいない場合】（あくまで所蔵資料に限る）

- 「上演」「演奏」「口述」「上映」である。
- 公表されたもの
- 非営利
- 出演者への報酬無し（無報酬）
- 料金を利用者から受け取らない（無料）

☆日本映像ソフト協会との合意書あり

★利用条件を確認することが大切

演奏会やおはなしかいなどの  
様子を撮影し  
Youtubeなどにアップロード  
しても大丈夫ですか？



演奏会やおはなしかいなどの動画を  
インターネットなどに公開する場合は

**権利者の許諾が必要**

になります。



- 演奏会やおはなしかいの**実施**

→「非営利」、「無報酬」、「無料」の3つの条件を満たせば、権利者の許諾なしに実施可

(38条1項 営利を目的としない上演等)

- 演奏会やおはなしかいの**インターネット公開**

→「公衆送信権」(公衆に無断で送信されない権利)が働くため、権利者の許諾が必要

※公衆送信権は、権利者の許諾なしに使用できるような例外的規定はなし

使用する  
著作物以外に

## 動画配信する際に気をつけること

- 肖像権について

他人が無断で自分が映っている写真や動画などを使用しないよう主張できる権利。許諾をとる必要あり。

- 音楽の利用について

音楽も著作物。使用する場合は、原則許諾が必要

- 背景にある著作物について

背景にポスターなどがあったら、写り込みの程度によっては、著作権侵害になる可能性も・・・。

などなど

# 本研修の流れ

- 1 著作権とは
- 2 図書館における著作権について  
～視聴覚資料の利用を中心に～
- 3 最近の法改正について
- 4 まとめ

# 最近の法改正について

- 2021年5月26日 改正著作権法成立

## 【改正の趣旨】

著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、図書館等が著作物等の公衆送信等を行うことができるようにするための規定を整備するとともに、放送同時配信等における著作物等の利用を放送等における利用と同様に円滑化するための措置を講ずる

# 最近の法改正について

## 【改正の概要】

### 1. 図書館関係の権利制限規定の見直し

#### ① 国立国会図書館による

絶版等資料のインターネット送信

#### ② 各図書館等による図書館資料のメール送信等

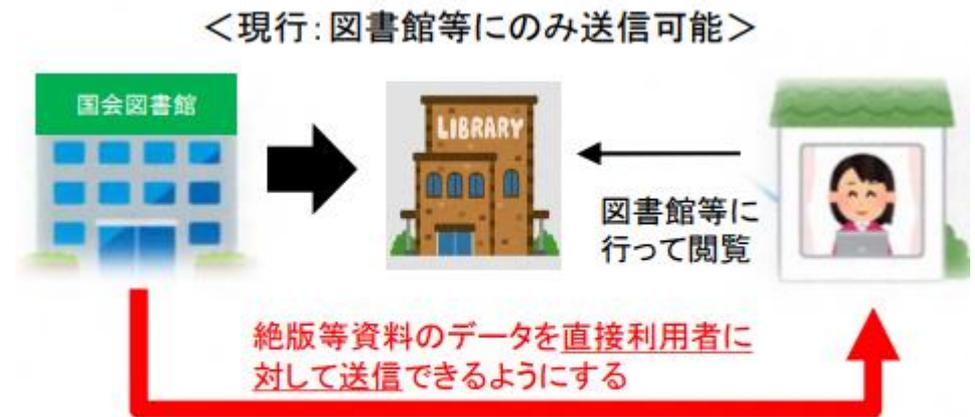
### 2. 放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化

# 最近の法改正について

## ①国立国会図書館による

### 絶版等資料のインターネット送信

国立国会図書館が、**絶版等資料**のデータを、  
図書館等だけでなく、**直接利用者に対して**も送信  
できるようにする。



<現行：紙での複製・提供のみ可能>

# 最近の法改正について

## ①国立国会図書館による

### 絶版等資料のインターネット送信

#### 【現状】

国立国会図書館は、デジタル化した絶版等資料のデータを、「図書館向けデジタル化資料送信サービス」に参加をしている公共図書館などに送信することが可能

→利用者は、その閲覧したい絶版等資料のデータを閲覧するために、「図書館向けデジタル化資料送信サービス」に参加をしている公共図書館に足を運ぶ必要があった。

# 最近の法改正について

## ①国立国会図書館による

### 絶版等資料のインターネット送信

#### 【課題】

- ・感染症対策等のために図書館が休館している場合
- ・病気等で図書館に行けない場合
- ・近隣に送信サービスに参加している図書館がない場合

→絶版等資料の閲覧が困難

# 最近の法改正について

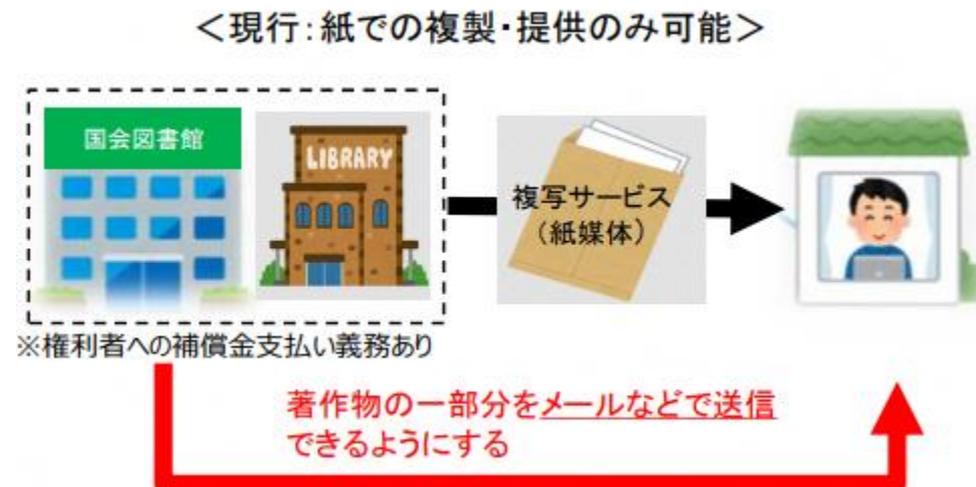
## ②各図書館等による

### 図書館資料のメール送信等

図書館等が、現行の複写サービスに加え一定の条件の下、調査研究目的で、著作物の一部分をメールなどで送信できるようにする。

その際、図書館等の設置者が権利者に補償金を支払うことを求める。

※補償金は、基本的に利用者(受益者)が図書館等に支払う



# 最近の法改正について

## ②各図書館等による

### 図書館資料のメール送信等

- ・**公布後2年以内**で政令で定める日から施行
- ・この2年の間に、詳細について決められる予定。

- ・市場との競合防止
- ・データの不正拡散防止
- ・補償金の金額や徴収・分配方法 など

⇒図書館職員として、注視していく必要がある。

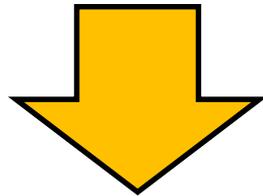
- ・各図書館等では、各館での運用方法などを検討していく必要がある。

# 本研修の流れ

- 1 著作権とは
- 2 図書館における著作権について  
～視聴覚資料の利用を中心に～
- 3 最近の法改正について
- 4 まとめ

# 著作権について（まとめ）

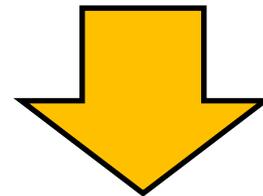
著作権に  
ついての  
誤った理解



利用者に  
罪を負わせる



著作権に  
ついての  
正しい理解



利用者を守  
る



# まとめ

- 著作権を守る「著作権法」によって、  
著作者の保護と円滑な利用との  
バランスが保たれることが大切。



# 著作権について知りたいときは

- 「著作権なるほど質問箱」 文化庁HP内  
<https://pf.bunka.go.jp/chosaku/chosakuken/naruhodo/question.asp>
- 「著作権Q & A」  
公益社団法人著作権情報センターHP内  
<http://www.cric.or.jp/qa/index.html>
- 「著作権法逐条講義」  
加戸守行／著（著作権情報センター）